

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第16号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月19日 11時35分ごろ	
発生場所	山口県長門市俵島西方沖 油谷港俵島灯台から真方位301° 3,700m付近（概位 北緯34° 24.6′ 東経130° 53.9′）	
事故等調査の経過	平成22年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八 ^{しんえい} 伸栄丸、7.02トン YG2-7024（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{むつみ} 睦丸、0.8トン YG3-50413（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 軽傷（後頭部裂創）	
損傷	A 船首部擦過傷 B 左舷船尾部損傷	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、大浦漁港に帰航のため約11ノットの対地速力で手動操舵により南進中、B船は、船長1人が乗り組み、漂泊して一本釣り中、平成22年1月19日11時35分ごろ、俵島西方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部が衝突した。 B船は、A船にえい航されて久津漁港に帰航した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好 海象：波 なし	
その他の事項	B船は、機関をかけ、クラッチを切って漂泊していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、俵島西方沖を南進中、適切な見張りを行わず、回避動作が遅れたものと考えられる。 B船は、漂泊中、下を向いて釣り糸を解いていたことから、適切な見張りを行わず、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、俵島西方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	